

2021年2月12日

各位

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年3月30日開催予定の当社第71回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第15条、第16条および第24条に定める株主総会および取締役会の招集者および議長を、それぞれあらかじめ取締役会において定めた取締役に変更するものであります。

- 変更の内容
  別紙をご参照ください。
- 3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2021 年 3 月 30 日 定款変更の効力発生日 2021 年 3 月 30 日

以上

(下線は変更箇所を示しております。)	
現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 14 条 (条文省略)	第 14 条 (現行のとおり)
(株主総会の招集者)	(株主総会の招集者)
第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合	第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合
を除き <u>取締役会の決議に基き取締役社長</u> がこ	を除き、あらかじめ取締役会において定めた
れを招集する。	<u>取締役</u> がこれを招集する。
取締役社長に事故があるときは、あらかじ	<u>当該取締役</u> に事故があるときは、あらかじ
め取締役会が定めた順序に従い他の取締役が	め取締役会が定めた順序に従い他の取締役が
これに代る。	これに代る。
(株主総会の議長およびその権限)	(株主総会の議長およびその権限)
第16条 ① 株主総会の議長は <u>取締役社長</u> がこれに	第16条 ① 株主総会の議長はあらかじめ取締役会
あたる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときに	において定めた取締役がこれにあたる。
は前条に準ずる。	当該取締役に事故があるときには前条に
	準ずる。
② (条文省略)	② (現行のとおり)
第 17 条~第 19 条 (条文省略)	第 17 条~第 19 条 (現行のとおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第 20 条~第 23 条 (条文省略)	第 20 条~第 23 条 (現行のとおり)
(取締役会の招集および議長)	(取締役会の招集および議長)
第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合	第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合
を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し議長となる。 <u>取</u>	を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた</u>
<u>締役社長</u> に事故ある時は、取締役会において	<u>取締役</u> が招集し議長となる。 <u>当該取締役</u> に事
予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあ	故ある時は、取締役会において予め定めた順
たる。	序に従い他の取締役がこれにあたる。

以上

第 25 条~第 30 条 (現行のとおり)

第 25 条~第 30 条 (条文省略)